

Information street >>>情報ストリート

募集



<国の募集>

河川愛護モニター募集

- 活動内容／日常生活で気づいた江戸川・利根運河・坂川・中川・綾瀬川(該当河川を選択)の情報を連絡する。(月1回以上の報告)
- 委嘱期間／7月1日から2年間
- 応募資格／満20歳以上で、河川愛護に関心があり、河川から概ね5km以内に居住している方
- 手当／実費程度を支給
- 申込み／5月16日(金)までに、応募用紙に必要事項を記入の上、次の宛先に郵送又はFAX(04-7125-0679)でお申し込みください。
【宛先】〒278-0005 千葉県野田市宮崎134 国土交通省 江戸川河川事務所 管理課
- 問合せ／国土交通省 江戸川河川事務所 管理課
TEL 04-7125-7319
<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa>

<その他の募集>

文教大学オープンユニバーシティ受講者募集

- ▶教養講座(歴史・文学・心理学など9講座)
趣味(日本画・囲碁・デジカメ・気功・太極拳ほか)
手話、パソコン、英会話、中国語、韓国語、資格取得講座
- ▶外国人のための日本語講座(基礎～中級レベル)
開講日・時間・受講料／講座により異なります。
- 場所／文教大学
- 申込み／パンフレットをご請求の上、お申し込みください。
- 問合せ／文教大学生涯学習センター
TEL 0120-160-449(固定電話のみ)
TEL 048-974-8811(代表)

<町の募集>

健康大学受講生募集

老人福祉センターでは、健康大学を通じ、高齢者

が楽しみながら学習と仲間づくりの輪を広げ、明るく充実した生活の構築をめざし開講します。

- 参加資格／町内在住60歳以上の方
- 講座内容／書道、生け花、絵手紙、手工芸、舞踊、民謡、太極拳、カラオケ、フォークダンス
- 開講期間／平成26年6月～平成27年2月
各講座月1回開講(日程は申込み時にご確認ください。)
- 参加費用／一人500円
※一人4科目まで受講可。2科目目から1科目につき200円加算。
- 申込み／5月2日(金)までに申込用紙に必要事項を記入の上、参加費を添えて、老人福祉センター、社会福祉協議会又は住民ほけん課へ。
- 問合せ／松伏町老人福祉センター TEL 992-1777

お知らせ



<町のお知らせ>

振り込め詐欺被害多発

息子や甥などを装って電話をし、「風邪をひいて声がかわってしまった」、「具合が悪くて病院にいる」などと騙った電話が町内においても頻繁にかかっています。吉川警察署管内では、3月1日～3月13日の間に5件の被害が発生しました。

息子や甥などを騙って現金やキャッシュカードを要求する不審な電話があったら、振り込め詐欺を疑い、すぐに110番又は吉川警察署(Tel 048-958-0110)へ連絡してください。

- 問合せ／総務課 TEL 991-1895

春の全国交通安全運動を実施します

- 期間／4月6日(日)～15日(火)の10日間
- 重点目標／高齢者の自転車乗用中の交通事故防止を目標に、街頭でキャンペーン活動などを行います。
- 問合せ／総務課 TEL 991-1895

小中学校保護者の皆さまへ。4月8日(火)より新学期が始まります。お子さんに登下校の交通ルールを守るように指導してください。

◆問合せ／教育総務課 TEL 991-18664

家具転倒防止器具の取付・購入費補助を行っています

■**対象世帯**／町内在住・住民基本台帳に記録されている方又は外国人登録原票に登録されている方の世帯で、町民税が非課税である世帯。ただし、①65歳以上の方②15歳未満の方③身体障害者手帳・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のみで構成される世帯に限ります。

■**支給の種類**／器具(町に登録をした事業者が取付け)又は補助金

※支給を受けるには、事前に申請が必要です。申請前に器具を購入(取付け)した分については、対象外となります。

■**問合せ**／総務課 TEL 991-1893

公共下水道使用料の改定について

消費税率が引き上げられることに伴い、下水道使用料の消費税が5%から8%に改定されました。ただし、税率変更前から継続して下水道を使用している場合は、経過措置により6月検針分から8%の適用となります。

■**問合せ**／まちづくり整備課 TEL 991-1844

松伏記念公園のテニスコート・照明使用料の改定について

松伏町都市公園条例の改正に伴い、テニスコート及び夜間照明使用料を7月1日から改定します。皆さまの、ご理解とご協力をお願いします。

(1面1時間)

施設	改定前	改定後
テニスコート使用料	500円	600円
照明使用料	300円	350円

■**問合せ**／まちづくり整備課 TEL 991-1803

側溝清掃のお願い

町では、地先の側溝清掃(断面：幅300×深さ300以下)は、各自治会でお願いしています。清掃を行わないと泥土の滞留による悪臭、虫の発生、大雨時の道路冠水等の原因となります。

町では、土のう袋を無償支給、蓋上げ機・ジョレン(ヘドロをすくい上げる器具)の貸与を行っています。また、町委託業者により、泥土収集も行っています。ご利用の際には、お問い合わせください。

■**問合せ**／まちづくり整備課 TEL 991-1823

平成26年度福祉タクシー利用券を交付します

■**対象**／①身体障害者手帳1～3級、4級(下肢のみ)の方②療育手帳(A、A、Bの方)

■**助成内容**／福祉タクシー利用券(初乗り料金分×12枚)

■**持ち物**／身体障害者手帳又は療育手帳、印かん

■**申込み・問合せ**／4月1日(火)から福祉健康課(Tel 991-1877)へ。

小児慢性特定疾患児への日常生活用具の給付について

■**対象**／埼玉県から小児慢性特定疾患医療券(受給者証)の交付を受けている児童

■**用具の種類**／便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー(吸入器)、パルスオキシメーター

■**費用負担**／同一世帯全員の収入状況に応じ、一部費用の自己負担があります。

■**条件**／在宅で日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具を必要とする児童のうち、他の法律などで用具給付制度を利用していない方。

■**問合せ**／福祉健康課 TEL 991-1876

重度心身障がい者医療費助成について

受給資格をお持ちで医療費を請求されていない方はぜひ請求手続きをしてください。請求期限は、医療費を支払った日の翌日から5年以内です。

■**対象**／①身体障害者手帳1～3級の方②療育手帳(A、A、Bの方)③65歳以上で後期高齢者医療の障害認定を受けている方

■**持ち物**／請求書(福祉健康課でお渡ししています)、医療費の領収書

■**請求・問合せ**／福祉健康課 TEL 991-1877

4月8日(火)より新学期が始まります。登下校の時間帯は、児童生徒の歩行者、自転車に注意して運転してください。◆問合せ／教育総務課 TEL 991・1864

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられます。

今回の消費税率引き上げ分は全て医療・年金などの社会保障にあてられます。消費税のご負担をお願いします。

保育所(園)の途中入所受付について

5月以降入所を希望される方の受付をします。

■受付期限／4月7日(月)まで。

以後、毎月5日締切で翌月1日入所開始。

詳細は担当課までお問い合わせください。

※保育所(園)の空き状況によっては入所をお待ちいただく場合があります。

■問合せ／福祉健康課 ☎991-1876

平成26年度 就学援助費制度について

小中学生のいるご家庭で、次のいずれかの要件に該当する保護者に審査の上、就学費用を援助します。

平成25年度に就学援助の認定を受けた方も、毎年度申請手続きが必要です。

■要件／生活保護は受けていないが、援助を必要とする状況にある保護者、世帯が非課税等、経済状況がよくないと教育委員会が認めた保護者

■援助する費用／学用品費、通学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費など

■必要なもの／印かん(認印)、振込先口座の通帳(ゆうちょ銀行以外の町内金融機関のもの)

■申請期間／4月14日(月)～30日(水)午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

■申請場所／教育総務課(役場第二庁舎2階)

■問合せ／教育総務課 ☎991-1807

固定資産課税台帳の閲覧について

固定資産の所有者(免税点未満の方も含む)は、課税台帳(名寄帳)の写しを受け取ることができます。また、借地人・借家人は借地・借家物件のみの価格等が記載されている課税台帳の写しを受け取ることができます。

■日時／通年 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

■場所／税務課

■費用／縦覧期間中(4月1日～6月2日)は無料(ただし、期間外及び借地人・借家人は有料)

■閲覧できる方／固定資産の所有者本人またはその代理人、借地人・借家人(借用にかかる固定資産のみ)など

※閲覧する方は、本人確認できるもの(代理人の場

合は委任状、借地人・借家人は借地・借家契約書なども)が必要です。

■問合せ／税務課 ☎991-1831

固定資産税の縦覧制度について

納税者が自己の所有する土地・家屋の評価額が適正かどうかを、縦覧帳簿に記載されている他人の土地・家屋の評価額と比較できる制度です。

なお、縦覧の主旨である価格の比較という観点から、所有者に関する情報は一切掲載していません。

■日時／4月1日(火)～6月2日(月)午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日は除く)

■場所／税務課

■費用／無料

■縦覧できる方／固定資産税(土地及び家屋)の納税者・代理人

※縦覧する方は、本人確認できるものが(代理人の場合は委任状も)必要です。

■問合せ／税務課 ☎991-1831

えせ同和行為を排除しましょう — 埼葛えせ同和行為対策強化月間 —

■えせ同和行為とは

個人、企業、行政機関などに対して、同和問題の解決に努力しているように装い「高額な図書購入強要」、「寄付金・賛助金の強請」などの不法、不当な、行為や要求をすることをいいます。

えせ同和行為の横行は、その不当な行為により、企業や行政機関のみならず、国民の間に、同和問題に対する誤った意識を植えつけ、新たな差別意識を生む大きな要因となっています。これは、同和問題解決のために多くの人々が積み重ねてきた教育と啓発活動の効果を一挙に覆す許されない行為です。

■えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為者が、激しい言葉で要求してきても不当な要求は断固として拒否をし、終始毅然とした態度で対応し、決して妥協はしないことが大切です。

その場しのぎの安易な妥協は相手に期待を抱かせることになり、同和問題の解決を遅らせることとなります。

※本町を含む県東部で構成する埼葛郡市市町では、

様々な人権問題の解決に向け連携して人権教育・啓発活動を実施しています。

その一環として、毎年4月を「埼玉えせ同和行為対策強化月間」と定め、同和問題の解決の妨げとなっている「えせ同和行為」の排除を呼びかけています。

■問合せ／企画財政課 ☎991-1815

教育文化振興課 ☎990-9011

<県のお知らせ>

建設工事請負契約のトラブル解決を建設工事紛争審査会がお手伝い

マイホームの新築やリフォーム工事、土木・建築・設備の請負工事で、建物に手抜きや不具合(欠陥)がある、契約したはずの仕様と異なる、請負代金の支払いが滞っているなどの原因でお困りではないですか。

埼玉県建設工事紛争審査会では、公正・中立な立場の委員が当事者双方の言い分をお聴きし、和解の成立を目指します。どうぞお気軽にご相談ください。

■問合せ／埼玉県建設工事紛争審査会事務局

☎048-830-5262(平日午前9時～11時45分
午後1時～5時)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/l01/>

旧軍人・軍属等及びそのご遺族・ご家族の方々へ～厚生労働省主催の慰霊巡拝～

厚生労働省では戦没者を慰霊するため、旧主要戦域や遺骨帰還のできない海上において、遺族を主体とした慰霊巡拝を実施します。また、旧ソ連及びモンゴル地域においては、強制抑留中に亡くなられた方々の埋葬地の慰霊巡拝を実施します。

旅費は参加者の負担ですが、国から所要額の概ね3分の1の補助があります。

巡拝地域・時期・募集人数・申込締切日などの詳細はお問合せください。

■申込み・問合せ／埼玉県福祉部社会福祉課援護恩給担当 ☎048-830-3277

<その他のお知らせ>

遺言の日記念相続問題無料相談会

埼玉弁護士会では、遺言の日を記念して、弁護士が無料で遺言及び相続に関する法律相談に応じます。

■日時／4月19日(土)午後1時～4時(受付は3時30分まで)

■場所／埼玉弁護士会館法律相談センター(さいたま市浦和区高砂4-2-1浦和高砂パークハウス1階)

■費用／無料

■事前申込み／不要

■問合せ／埼玉弁護士会法律相談センター

☎048-710-5666

弁護士による無料法律相談会

■日時／5月2日(金)午後2時～4時

(午後1時30分から整理券配布。受付は3時まで。)予約不要。

■場所／東部地域振興ふれあい拠点施設(ふれあいキューブ)(春日部駅西口から徒歩5分)

■問合せ／埼玉弁護士越谷支部 事務局

☎048-962-1188

第26回春日部大風マラソン大会開催に伴う交通規制

5月4日(日・祝)

は、マラソン大会開催により、右の区間で一時交通規制が実施されます。付近を通行の際はご注意ください。

ご協力をお願いします。

■規制時間／午前10時～11時40分

交通規制：L～M～O 通行止め：M～N

■問合せ／春日部大風マラソン大会実行委員会事務局 ☎048-763-2446

